

不動産独立 開業者募集

ハトマークは全国の不動産会社の8割が加盟、
会員情報豊富です。入会について
お気軽にご相談ください。

(一社)山口県宅建協会下関支部
TEL:083-254-5350



センターメール

不動産のご相談は お近くのハトマークのお店へ!!



URL <http://www.takken-shimonoseki.jp>

●広告物件・広告会員について
●本広告は、以下の記載以外の表示を省略しております。
詳細は直接広告会員へおたずねください。
<売地>「取引態様・物件所在地・価格・地積・地目・用途地域」
<売家>「取引態様・物件所在地・価格・地積・建物構造・建物面積・建築年数」
●本広告物件中、以下の略語を使用する場合があります。ご了承ください。
<取引態様>売主は「自」、代理は「代」、仲介は「介」
<【建】>建築条件付宅地販売については停止条件契約となります。
土地売買契約後、当社との間において建築請負契約を3ヶ月以内に締結することを条件といたします。
建築請負契約が不成立の場合は、土地売買契約時にかかのぼって解除され、
受領した金額は無利息にて返還いたします。<売主>
<その他>家賃は「賃」、敷金は「敷」、礼金は「礼」、権利金は「権」
●広告物件の有効期限は、発行日より1ヶ月間とする。

不動産 求人 広告 広告 チラシ の配布 など ほっぷに おまかせ下さい。

NEW 賃貸物件

安岡本町
下関市安岡本町
3丁目10-2

賃料
6万円

●共益費/無
●敷金/無
●権利金/無
●取引態様/自社

山口県知事(1)第3860号 下関市穂田中町16-5
ワイラ穂田303号

good old ☎083-291-7031

しものせき密着の不動産会社だからこそローコストで下記分譲地に建てることもできます!!

Garden Feel ガーデン フィール ★地震に強い住宅 ★耐風できる住宅 ★長く住める住宅 ★維持管理できる住宅
★快適な温度で過ごせる住宅 ★エコロジーな省エネ住宅 ★アフターサービス充実の住宅

ガーデン 延行 全30区画 好評分譲中

956万円~1,509万円

川中小エリア!! 新下関、安岡、
長府方面へもアクセス良好!

●所在地/下関市大字延行字法蔵寺
●交通/竹生観音バス停徒歩1~3分
●土地面積/200.95㎡(60.7坪)~
●地目/宅地
●都市計画/市街化調整区域
●用途地域/指定なし
●建ぺい率/70%
●容積率/200%
●学区区/川中小/川中中
●取引態様/売主

建築条件なし

ガーデン 向洋町 全4区画 好評分譲中

842万円~915万円

向山小まで
698m(徒歩9分)
何かと便利の良い
旧市内!

●所在地/下関市向洋町
●交通/中央町バス停徒歩4分
●土地面積/154.78㎡(46.8坪)~
●地目/宅地
●都市計画/市街化区域
●用途地域/第一種住居地域
●建ぺい率/60%
●容積率/200%
●学区区/向山小/向洋中
●取引態様/売主

建築条件なし

上原不動産の「売買」物件!!

JR小月駅まで529m(徒歩7分) 建築条件無しの64坪売土地です!

売土地 小月茶屋 **550万円**

●所在地/下関市小月茶屋 ●交通/小月駅(徒歩7分) ●土地面積/211.91㎡(64.1坪)
●都市計画/市街化区域 ●用途地域/第一種住居地域 ●建ぺい率/60% ●容積率/200%
●学区区/小月小 ●取引態様/売主

築浅物件登場! 南側に面したリビングは日当たり良好!

売一戸建 4LDK 川中本町 **2,480万円**

●所在地/下関市川中本町 ●交通/新下関駅(徒歩10分)
●土地面積/166.97㎡(50.5坪) ●建物面積/102.12㎡(30.89坪)
●建物構造/木造2階建 ●建ぺい率/60% ●容積率/200% ●現況/居住中
●学区区/川中小/川中中 ●駐車場/2台分 ●取引態様/媒介

内見希望の方は
要予約

新築 コンビニまで189m、スーパーまで806m、総合病院まで373m

ガーデンフィール新地西町

4LDK **2,698万円**

2Fをリビングにして狭小地でも日当たりを確保!
設備保証10年付です。只今建築中! 乞うご期待!

●所在地/下関市新地西町 ●交通/JR下関駅まで徒歩10分 ●土地面積/148.44㎡(44.90坪)
●建物面積/95.56㎡(28.91坪) ●建物構造/木造2階建 ●2024年12月下旬完成予定
●学区区/石山小・文洋中 ●建築確認番号/第R06SHC116818号 ●取引態様/売主

株式会社 上原不動産 ☎083-234-1300 空室募集中! LINEでらくらく問い合わせ! 売買 賃貸 其他のお部屋はこちらのQRから! 広告有効期限/2024年9月末 No.2409CB

不動産売買の仲介を不動産業者に依頼される場合、必ず、媒介契約を書面で取り交わすよう法律で義務付けられています。その目的はトラブルを防止し、正確な物件情報を伝えることです。